

について同意をいただき、後日、市が除染作業を実施します（測定から1か月以内）。基準値を超えたマイクロホットスポットについて、除染作業を実施します。

● 除染作業で発生した土等については、敷地内で埋設保管をしていただくこととなり、この埋設作業までを市が実施します。

● **測定結果が毎時0・23マイクロシーベルト未満**
除染作業は実施しません。

除染方法

守谷市除染実施計画で定めた除染措置の例に基づき除染作業を実施します。

〈例〉

- 雨水ます、雨どい下等の汚泥の除去および清掃
- 敷地内側溝等の汚泥の除去および清掃
- 落ち葉の除去、除草（除草作業により損失した草等の現状復旧はできませんのでご了承ください）

自分自身または自治会等での除染作業

自分自身または自治会等で除染作業を実施する場合は、除染マニュアルを配付

し、資機材・放射線量計の貸し出しおよび消耗品等の提供をします。生活環境課（内線146）までご相談ください。

▼ **貸出資機材**

スコップ・じょれん等

▼ **提供する消耗品**

土のう袋・マスク・軍手

▼ **放射線量計の貸し出し**

▼ **予約受付方法**

専用電話による受付

☎ 20・6544

▼ **予約受付日時**

月々金曜日※祝日を除く

午前9時～正午

午後1時～5時

▼ **貸出対象者**

市内在住の方

▼ **貸出機器**

環境放射線モニタ「PA11000Radi」（掘場製作所）

▼ **貸出料金**

無料

▼ **貸出時間**

午前9時～午後4時

・時間内にご返却ください。

▼ **貸出手続き等**

借り受け時に窓口で「線量計貸出申請書」を記入し、提出する。

・本人確認のため、身分証等をご持参ください。

Q & A

Q1

事前測定で、各地点すべて毎時0・23マイクロシーベルトを超えないと除染は行わないのですか？

A1

すべての地点において、毎時0・23マイクロシーベルトを超えていることが除染の条件ではありません。地上1メートルの高さで毎時0・23マイクロシーベルトを超える測定点（マイクロホットスポット）については、除染を行います。

Q2

事前測定はどれくらい時間がかかりますか？

A2

1軒あたり30分程度を予定しています。

Q3

事前測定・除染作業の立ち会いは必要ですか？

A3

立ち会いは必ず必要です。事前測定後、除染実施の有無について同意をいただくこととなりますので、必ず申出者の立ち会いをお願いします。除染作業

についても、作業内容や埋設場所の確認が必要となりますので、必ず立ち会いをお願いします。

Q4

除染作業は、1軒につき何時間を目途に実施するのですか？

A4

除染・除去土壌の保管作業、事後測定まで1時間30分を目途に行います。

Q5

家の前の道路側溝は除染の対象になりますか？

A5

道路の側溝は、住宅等の除染の対象とはなりません。住宅等の敷地内にある側溝や雨水ますについては対象になります。

Q6

除去土壌は、どのように埋設するのですか？

A6

除去土壌を土のう袋に入れ、敷地内の掘削した穴に納め、30cm程度の覆土を行います。

Q7

敷地が狭く、保管場所が確保できない場合はどうしたらよいですか？

A7

埋設による保管が困難な場合は除去土壌が発生しない除染方法の中から除染を行うこととなります。

Q8

現場保管した土壌は、今後回収してもらえるのですか？

A8

現時点で、市が回収する予定はありません。今後、国による最終処分等の指針が決定した場合、それに基づき回収する可能性があります。

Q9

自宅内の除染を自分で行い、その際発生した除去土壌を庭に積んだままです。埋設作業を市で実施してもらえないですか？

A9

事前測定を申し出てください。市による事前測定の中で、汚染土を堆積している場所およびその周囲の線量を測定し、基準値を超える場合は、除染作業の一環として、当該敷地内において、市が埋設等による保管作業を行います。